

川南町包括施設管理業務委託事業 リスク分担表

川南町包括施設管理業務委託事業において想定されるリスクについて、責任区分を明確化するため、町と受託者のリスク分担を次のとおり示します。

凡例

- ◎ : リスクが顕在化した場合に主たる負担を行う
- ○ : リスクが顕在化した場合に負担を行う
- △ : リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を決定する

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	町	受託者
共通	募集要項等 リスク	1	募集要項の誤り、内容の変更に関するもの	◎	
		2	応募費用の負担		○
	契約締結 リスク	3	町の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合	◎	
		4	選定された受託候補者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合		○
		5	選定された受託候補者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合	◎※1	○※1
		6	町の政策変更（本委託に直接影響するもの）によるもの	◎	
		7	法制度の新設・変更（本委託に特別に影響するもの）	◎	
	制度関連 リスク	8	法制度の新設・変更（上記以外の一般的なもの）		○
		9	許認可の遅延（町が申請・取得するもの）	◎	
		10	許認可の遅延（受託者が申請・取得するもの）		○
		11	一般的な税制変更（消費税除く）に関するもの	◎	
		12	消費税の範囲や税率の変更に関するもの		○
社会リスク		13	用地から有害物質が発見された場合	◎	
		14	受託者が行う業務に起因する第三者賠償（騒音、汚染、事故等）		○
		15	上記以外の第三者賠償（町の責に帰するもの等）	◎	
債務不履行 リスク	16		受託者の委託放棄、破綻によるもの		○
	17		町の債務不履行	◎	
不可抗力 リスク	18		戦争、内乱、暴動など	◎	△
	19		自然災害等のうち、保険等を超えるもの	◎	△
	20		自然災害等のうち、保険等で対応可能なものの	△	△

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	町	受託者
維持管理時	物価リスク	21	物価変動（インフレ等）による資機材費等の大幅な増減	△※2	△※2
	要求水準未達リスク	22	要求水準の不適合・サービス低下に関するもの		○
	計画変更リスク	23	受託者に起因する各種計画、要求水準の変更		○
		24	町に起因する各種計画、要求水準の変更	◎	
		25	第三者に起因する各種計画、要求水準の変更	△※3	△※3
終了時	施設損傷リスク	26	通常利用での劣化によるもの	○※4	○※4
		27	施設設置の隠れた瑕疵等、町の責めによるもの	◎	
		28	施設管理の瑕疵等、受託者の責めによるもの		○
		29	第三者の責めによるもの	△※3	△※3
	施設管理コストリスク	30	受託者の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増減		○
		31	町の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増減	◎	
		32	町が示した施設数量と現況の大幅な乖離による費用増大	△※5	△※5
	需要変動リスク	33	利用者数の想定外の増減による維持管理費や業務量の変動	△※5	△※5
	業務中断リスク	34	町の責めによる業務の中止	◎	
		35	受託者の責めによる業務の中止		○
		36	第三者の責めによる業務の中止	△※3	△※3
	技術革新リスク	37	維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資	△※5	△※5
	支払遅延・不能リスク	38	町の支払遅延・不能に関するもの	◎	
	委託清算に伴うリスク	39	業務移管手続きに伴う諸費用発生等		○
	施設性能リスク	40	委託期間終了時における要求性能水準の保持		○

(注釈)

- ※1 議会の否決により契約が結べない場合。また、それまでに官民各々にかかった費用は各々の負担とします。
- ※2 町と受託者で協議を行い、物価変動への対応を決定します。
- ※3 町と受託者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定します。
- ※4 仕様書に定める通り、見積額が 200 万円以下の修繕は受託者、それを超えるものは町の負担とします。
- ※5 町と受託者で協議を行い、対応を決定します。